

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：滋賀県

1 地域活性化総合特別区域の名称

地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

急速に進む高齢化や生活習慣病の増加、それらに伴う医療資源不足に備え、“治療から予防への転換”に寄与する医療・健康管理機器の開発と健康支援サービスの提供という新たな地域モデルの構築を通して、地域住民の生活習慣病予防と健康づくりへの取組を促進し、地域経済の持続的発展と、県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指す。

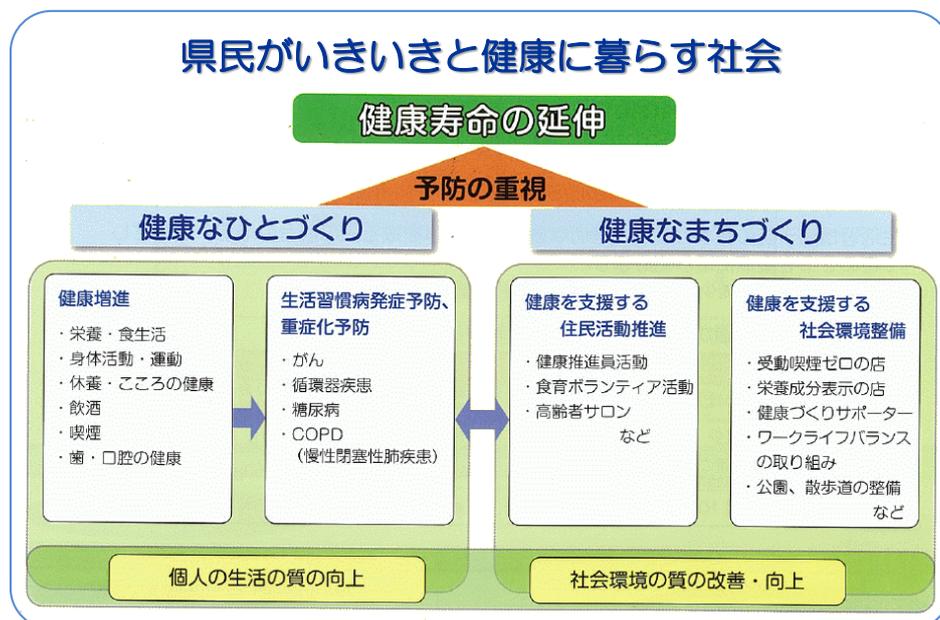
[解説]

● “県民がいきいきと健康に暮らす社会”の実現に向けて

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中、本特区が目指す“県民がいきいきと健康に暮らす社会”の実現のためには、健康についての正しい知識を広め、生活習慣病予防および重症化防止に向けた取組を推進するとともに、住民一人ひとりの健康を支え守る社会環境の整備を進める必要がある。

本県の“健康づくり”推進のための基本計画である「健康いきいき21ー健康しが推進プラン」では、生活習慣の改善を通じて個人の生活の質を向上させる「健康なひとづくり」とともに、地域全体で個人の健康を支え守る「健康なまちづくり」を進めることとしており、県をはじめ市町・関係団体・県民・家庭・学校・職域などが一体となって、取組を進めているところである。

「滋賀健康創生」特区では、生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と健康支援サービスの提供、これらに必要な環境整備に係る取組を通して、本県の目指す「健康なひとづくり」と「健康なまちづくり」を進める計画であり、これにより本特区が目標とする“県民がいきいきと健康に暮らす社会”の実現を目指す。



② 評価指標及び数値目標

○県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現（健康寿命の延伸）

評価指標（1）：生活習慣病予防の促進（健康なひとづくり）

数値目標（1）：健康指標測定サービスによる受診勧奨者数（特区内）
0人（2012年度）→ 600人（2017年度）

評価指標（2）：いきいきと健康に暮らす社会の実現（健康なまちづくり）

数値目標（2）：健康づくり支援拠点数（特区内）

133カ所（2012年度）→ 210カ所（2017年度・累計）

○地域経済の持続的発展

評価指標（3）：健康に資する新しい事業の創出

数値目標（3）：医療・健康管理機器・健康支援サービスの事業化件数（滋賀県）
試作4件（2012年度）→ 10件（2017年度・累計）

3 特定地域活性化事業の名称

地域経済の持続的発展と県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指すため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と健康支援サービスの提供、及びこれらの取組に必要な環境・プラットフォームの整備に係る取組を行っていく。

①医療・健康管理機器開発・事業化推進事業

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

②健康支援サービス創出推進事業

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

① 医療・健康管理機器開発・事業化推進事業

（医工連携事業化推進事業、別紙2-3）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置
なし

別紙 2 - 3 <医工連携事業化推進事業> 【1 / 1】

1 一般地域活性化事業の名称

医療・健康管理機器開発・事業化推進事業
(医工連携事業化推進事業)

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

医療現場のニーズや大学等の研究シーズと「しが医工連携ものづくりネットワーク」企業が有する高度なものづくり基盤技術の融合により、生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化を推進する。

1) 老眼鏡のように気軽に使用できる補聴器の開発

年齢とともに衰える聴覚に対し、耳穴にイヤホンを挿入せず、老眼鏡のように装脱着が容易で、長時間装着しても違和感の少ない、補聴器を開発する。

2) ロコモ対策のための膝痛改善（予防）機器の開発

加齢による脚の筋肉の衰えに伴う歩行機能の低下を防ぐため、主な原因である膝痛の改善（予防）のための家庭用医療機器を開発する。

② 支援措置の内容

医療・健康管理機器等の研究開発

③ 事業実施主体

地域協議会にて事業実施取りまとめ機関を指定。当該機関において、個別具体的な研究開発を実施する事業者等の公募等を行い、外部有識者の評価を踏まえて選定。

④ 事業が行なわれる区域

大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市の全域

彦根市のうち、滋賀県立大学、滋賀県東北部工業技術センター（彦根庁舎）の所在地

長浜市のうち、長浜バイオ大学、滋賀県東北部工業技術センター（長浜庁舎）の所在地

⑤ 事業の実施期間

平成25年度～

※平成25年度は「課題解決型医療機器等開発事業」

⑥ その他

なし

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 2】

1 特定地域活性化事業の名称

医療・健康管理機器開発・事業化推進事業
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社大垣共立銀行
株式会社滋賀銀行
株式会社京都銀行
株式会社関西アーバン銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
京都信用金庫
京都中央信用金庫
株式会社商工組合中央金庫
滋賀県信用組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と、これらに必要な環境整備を推進する「医療・健康管理機器開発・事業化推進事業」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「医療・健康管理機器の開発・事業化推進事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「“治療から予防への転換”を促す新たな仕組づくり」及びその解決策である「生活習慣病予防や健康づくりに寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化の推進及びこれらに対する支援環境の整備」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 2】

1 特定地域活性化事業の名称

健康支援サービス創出推進事業
(地域活性化総合特区支援利子補給金)

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社大垣共立銀行
株式会社滋賀銀行
株式会社京都銀行
株式会社関西アーバン銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
京都信用金庫
京都中央信用金庫
株式会社商工組合中央金庫
滋賀県信用組合

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する健康支援サービスの提供と、これらのサービスに必要なプラットフォームの整備を推進する「健康支援サービス創出推進事業」を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

「健康支援サービス創出推進事業」を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「“治療から予防への転換”を促す新たな仕組づくり」及びその解決策である「新たな健康支援サービスの提供及びこれらのサービスの提供を行うプラットフォームの整備」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

- 第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの
- 第6号 情報通信基盤の整備等に関する事業
- 第10号 地域住民の健康の保持増進に資する事業

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

(注) 金額は各自治体の平成25年度当初予算

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

(税制)

- ・不動産取得税減免〔近畿圏都市開発区域〕(滋賀県)
- ・固定資産税免除〔3年間〕(野洲市)

(財政)

[開発・事業化]

- ・滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金(滋賀県、24,538千円)
滋賀県産業振興戦略プランに定める戦略領域「医療・健康」「モノづくり基盤技術」等に資する技術開発を促進し、製品の高付加価値化、新分野への進出、新産業の創造等を支援
- ・滋賀県市場化ステージ支援事業補助金(滋賀県、11,500千円)
「医療・健康」「モノづくり基盤技術」等に資する事業化・市場化段階の事業、「健康・福祉サービス分野」をはじめとするサービス産業の先導的な取組について、商品化、販路開拓等の事業の経費を助成。
- ・市場化ステージ支援事業費補助金(大津市、1,000千円)
- ・産学連携スタートアップ事業補助金(草津市、500千円)

[企業誘致]

- ・滋賀でモノづくり企業応援助成金(滋賀県、458,000千円)
- ・企業立地促進助成金(大津市、110,166千円)
- ・インキュベーション施設賃借料補助金(大津市、2,860千円)
- ・工場等設置助成金(草津市、14,274千円)
- ・公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金(草津市、2,862千円)
- ・大学連携型起業家育成施設入居補助金(草津市、3,157千円)
- ・工場誘致奨励金(栗東市、267,615千円)

(金融)

- ・滋賀の新しい産業づくり促進資金(滋賀県、33,000千円)
- ・滋賀県産業立地促進資金(滋賀県、101,033千円)

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(平成25年4月1日施行)
- ・大津市企業立地促進条例(平成18年4月1日施行)
- ・草津市企業立地促進条例(平成17年4月1日施行)
- ・守山市企業立地促進条例(平成17年6月28日施行)
- ・栗東市工場等誘致に関する条例(平成12年7月1日施行)
- ・栗東市中小企業振興基本条例(平成24年4月1日施行)
- ・野洲市工業振興条例(平成17年3月25日施行)
- ・企業立地促進法の基本計画に基づく支援措置(平成20年度～、大津市・草津市・栗東市・野洲市)

3 地方公共団体等における体制強化

- ・しが医工連携ものづくり産学官連携拠点

本県における医工連携推進のための産学官連携基盤。文部科学省・経済産業省の地域中核産学官連携拠点に「しが医工連携ものづくり産学官連携拠点」として選定（平成21年6月）。

－しが医工連携ものづくり産学官連携拠点推進本部（平成22年1月設置）

本部長：滋賀県知事

副本部長：滋賀医科大学長、立命館大学長、しが医工連携ものづくりネットワーク代表（ニプロ株式会社取締役研究部長、山科精器株式会社代表取締役社長）

－しが医工連携ものづくり産学官連携拠点研究開発推進部会（平成25年3月設置）

拠点における研究開発活動を専門的・機動的に推進するため、新たに部会を設置。

- ・ヒューマン&テクノロジー“SHIGA”新産業創出拠点

医工連携分野を中心とした産学官共同研究を行えるオープン・コラボレーション拠点を立命館大学および滋賀県工業技術総合センターに整備。

－ヒューマン&テクノロジー“SHIGA”新産業創出拠点事業運営委員会（平成23年3月設置）

- ・地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区地域協議会

地域の強みである医工連携の実績とものづくり力を活かし、地域の課題である高齢化社会における生活習慣病の増加と医療資源不足に備えるため、総合特区制度を活用した医療・健康管理機器の開発・事業化とこれを活用した健康支援サービスの提供を推進。

- ・しが医工連携ものづくりネットワーク

医療機器分野への進出に意欲的な企業によるネットワークを構築（121社）、産学官連携の交流と医療現場とのマッチングの場を提供し、事業化に向けた取り組みを推進（平成16年設置）。

- ・大津・草津地域産業活性化協議会（大津市・草津市）

「医療・健康福祉」「高度モノづくり」等分野での研究所や研究開発機能を併設した事業所の立地促進と事業高度化の促進する大津・草津地域の基本計画の事業推進母体として設立（平成20年10月設置）。

- ・医工連携懇談会（守山市）

しが医工連携ものづくりネットワークに参加の守山市内企業および守山市で構成、医療機関側の求めるニーズと企業側から提案できる技術部分の情報交換等の連携（平成24年設置）。

- ・疾病・介護予防推進室（疾病・介護予防センター）

疾病・介護の予防、健康創生への取り組みを強化するため、滋賀県立成人病センターに疾病・介護予防推進室を設置（平成25年4月設置）。

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- 総合特区の事業推進に係る措置

- ・しが医療・健康創生ものづくり総合特区推進事業（滋賀県、6,399千円）

総合特区事業により医療・健康管理機器の開発・事業化等を推進し、地域の活性化を図る。

- 医療・健康管理機器の開発・評価支援プラットフォームの整備に係る措置

- ・医工連携ものづくりプロジェクト創出支援事業（滋賀県、7,003千円）

医学・理工系大学の知的集積を活かし、医療・健康分野における産学官連携基盤の充実強化を図るとともに、研究開発プロジェクトの創出とその事業化を支援。

- ・医工連携推進事業（守山市、1,000千円）

医療・環境・健康産業の新技术・新製品開発等の支援。

- ・製薬等技術の向上支援（滋賀県、5,204千円）

技術者の育成、試験検査機器のオープン利用、製造販売承認書の「規格及び試験方法」改良事業など製薬等技術の向上を支援。医療機器等QMSの高度化に向けた指導助言。

- ・新技术創出イノベーション活性推進事業（滋賀県、5,000千円）

大学シーズの発掘および企業の開発ニーズの収集を行い、産学官連携によるプロジェクトの構築に取り組み、新技术の創出を図る。

- ・大津・草津地域産業活性化協議会事業（大津市、1,500千円）（草津市、1,500千円）
- ・草津イノベーションコーディネータ(KIC)支援（草津市、7,726千円）
- ・産業化支援コーディネーター派遣事業（大津市、4,933千円）

○健康支援サービスの提供に係る措置

《健康増進計画》

- ・健康増進計画の推進

健康いきいき21ー健康しが推進プラン（滋賀県）

健康おおつ21（第2次計画）（大津市）

健康くさつ21（第2次）（草津市）

第2次健康もりやま21（守山市）

健康りっとう21（栗東市）

野洲市ほほえみやす21健康プラン（野洲市）

- ・地域・職域健康支援協働ネットワーク事業（滋賀県、1,317千円）

地域保健と職域保健が連携してそれぞれが有する保健事業を効果的、効率的に活用

《啓発事業（一次予防）》

- ・おおつ健康フェスティバル事業（大津市）

健康管理意識の向上を目指して、健康相談(生活習慣病予防など)、体験(血管年齢体験、健康機器体験等)、食育などの各種イベントを実施

- ・まちづくり健歩運動推進事業（大津市、1,400千円）
- ・食育推進事業（大津市、1,035千円）
- ・かかりつけ医普及促進事業（草津市、654千円）

医師会、歯科医師会、薬剤師会が市内の各種団体等に出向き、健康増進にかかる話を実施

- ・食を通じた健康づくり推進事業（草津市、200千円）

健康づくりに大きな要素である栄養、食生活についての啓発を市民団体等と協働で実施

- ・健康づくり推進事業（守山市、2,628千円）

食や運動等を通して、市民の健康意識向上のための取り組みを実施

- ・健康づくり推進事業（栗東市、704千円）
- ・健康づくり事業（野洲市、1,954千円）

《健診・検診（二次予防）》

- ・特定健診・特定保健指導（大津市、201,808千円）（草津市、77,798千円）（守山市、56,380千円）（栗東市、42,642千円）（野洲市、38,019千円）
- ・各種がん検診（大津市、237,780千円）（草津市、76,286千円）（守山市、53,295千円）（栗東市、36,200千円）（野洲市、21,545千円）

《疾病対策》

- ・糖尿病予防・療養技術向上支援事業（滋賀県、1,750千円）
メール等を活用した健康情報の発信、医療従事者向けeラーニングサイトの設置
- ・糖尿病予防のための運動普及事業（滋賀県、2,100千円）
糖尿病予防および療養指導體制の充実のため、運動普及事業について実施
- ・糖尿病地域連携体制整備事業（滋賀県、992千円）
- ・糖尿病標準治療推進事業（滋賀県、1,756千円）
- ・糖尿病療養指導実践者育成・活用促進事業（滋賀県、500千円）
- ・糖尿病重症化予防戦略事業（滋賀県、2,432千円）
- ・循環器疾患対策推進事業（滋賀県、410千円）
- ・慢性腎疾患（CKD）医療連携推進事業（滋賀県、1,000千円）

《健康なまちづくり》

- ・すこやかチャレンジ事業（守山市、4,800千円）
生活習慣の改善や健康的な生活習慣の定着化を支援
- ・生きがい活動ポイント事業（守山市、4,550千円）

《その他》

- ・滋賀県国民健康保険調整交付金（滋賀県）
健康の保持・増進および生活習慣病予防の取組に対して市町保険者に交付
- ・在宅医療推進のための薬局の機能強化事業（滋賀県、15,000千円）

別添 4 関係地方公共団体の意見の概要

関係地方公共団体名	彦根市、長浜市
当該地方公共団体に関係すると判断する理由	彦根市内に滋賀県立大学および東北部工業技術センターが、長浜市内に長浜バイオ大学および東北部工業技術センターが立地しており、両大学を特別地域に指定し、総合特区事業を推進することについて、協力を得る必要があると考えられるため。
意見を聴いた日	平成26年1月21日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	地域経済の持続的発展やいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指す特区事業について、将来的に本市において実施活用できるよう、または効果が及ぶよう努力を願いたい。
意見に対する対応	本事業は、これまでの医工連携による超微量血液検査装置の開発への取組を踏まえ、モデル事業の実施に最適と考えられる「びわこ南部地域」で実施するものであるが、将来的には県全域に留まらず我が国全体への波及効果を目指すものであることから、特区外地域での活用または波及効果が及ぶよう事業を推進していく所存である。

別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区
地域協議会の設置日	平成24年9月10日
地域協議会の構成員	<p>[産業界]</p> <p>ニプロ株式会社（しが医工連携ものづくりネットワーク代表）、山科精器株式会社（しが医工連携ものづくりネットワーク代表）、一般社団法人滋賀経済産業協会、滋賀医療機器工業会</p> <p>[大学]</p> <p>滋賀医科大学、立命館大学、龍谷大学、長浜バイオ大学、滋賀県立大学</p> <p>[医療関係機関]</p> <p>一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、滋賀県立成人病センター</p> <p>[金融機関]</p> <p>株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社京都銀行、株式会社関西アーバン銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、滋賀県信用組合</p> <p>[支援機関]</p> <p>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</p> <p>[行政]</p> <p>大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、滋賀県</p>
協議を行なった日	<p>○第4回 平成25年11月1日 会議を開催</p> <p>○第5回 平成26年1月21日 書面による協議</p>
協議会の意見の概要	<p>○第4回</p> <p>(1) 特区事業は大きなプロジェクトであり、数多くの取組を着実に進めていけるよう、今後の役割分担やスケジュールを明確にすべき。</p> <p>(2) 第9回認定申請受付において申請を行うことについて合意。また、第4回地域協議会の意見を踏まえ、今後の事業を実施していくことについて合意。</p> <p>○第5回</p> <p>(1) 第9回認定申請に係る地域活性化総合特別区域計画（案）および留保条件に対する対応（案）について合意。</p>
意見に対する対応	<p>○第4回</p> <p>(1) 特区事業全体のスケジュール（マイルストーン）をベースに、計画認定後に改めて役割分担やスケジュールを調整していきたい。</p> <p>(2) 特になし。</p> <p>○第5回</p> <p>(1) 特になし。</p>